

## 登録金融機関業務（国債窓販業務）の廃止の広告について

当組合は、平成31年1月31日をもって登録金融機関業務（国債窓販業務）を廃止することといたしました。

金融商品取引法第50条の2第8項に規定する顧客取引の終了の方法並びに登録金融機関業務に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当組合が占有する財産の返還の方法につきましては、終了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第50条の2第6項の規定により広告いたします。

平成30年12月17日

上川郡東川町西町一丁目五番一号

東川町農業協同組合

代表理事組合長 樽井 功